令和２年度「学校いじめ防止基本方針」

１　本校におけるいじめ防止等のための目標

すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学校が主体となって、積極的にいじめ防止対策に取り組む。そして、すべての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを目標とする。

２　いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい生活習慣を身につけ、真摯な態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにさらされることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていくものと期待される。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証し、体系的・計画的にＰＤＣＡサイクルに基づく取組を継続することが大切である。

３　いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめに積極的に対処することが必要である。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行

われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

（２）いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、学級日誌や面談等を活用して交友関係や悩みを把握したり、家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが必要である。

４　いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形成的に問うことに主眼を置くのでなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通認識の下、保護者の協力を得て、関係機関、専門機関と連携し、対応にあたる。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「生徒支援対策委員会」が組織的に関わり、教職員の情報共有を直ちに行う。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者である古賀高等学校組

合教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

（３）いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室で指導するなどして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（４）いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の個人情報の取り扱

い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮の下、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断させるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

（６）ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダへは違法な情報発信停止を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめになどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

５　重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第２８条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

（１）いじめにより本校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（２）いじめにより本校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

・生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。

※「いじめ防止対策推進法第２８条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」

（１）重大事態の発生と調査

ア　重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、古賀高等学校組合教育員会を通じて県知事に事態発生の報告を行う。

イ　調査を行うための組織

学校が主体となって調査に当たる場合は、弁護士、校医（精神科医）、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

ウ　調査の実施

調査に当たっては、学校が、当該事実と向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることを認識し、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃）、誰によって行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確になるようにする。

（２）調査結果の提供及び報告

ア　調査結果の提供

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任がある。

調査により明らかになった事実関係（いじめの行為がいつ、誰によって行わ

れ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明を行う。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行うように努める。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、その他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ　調査結果の報告

調査結果については、古賀高等学校組合教育委員会を通じて古賀高等学校組合長及び県教育委員会に報告する。

６　いじめ防止等のための職員研修

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する職員研修会を実施し、教職員間の共通認識を図る。

７　その他（各取組のＰＤＣＡサイクルについて）

いじめ防止等に関わる各取組の評価に当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

（１）　短期評価

いじめ・学校生活アンケートの集約結果や職員間の情報交換の情報に基づき、生徒の実態や対応体制を確認し、必要に応じて改善を行う。

（２）　中期評価

各学期の終わりに、いじめ防止等に関わる各取組の評価を踏まえ、生徒支援対策委員会において検討を行い、次学期や次年度の計画・実施に繋げる。

（３）　長期評価

年度の終わりに、年間における、いじめ防止に関わる各取組の評価及び、いじめ・学校生活アンケートの集約結果や職員間の情報交換の情報に基づき、生徒の実態や対応体制を確認すると共に、生徒支援対策委員会において、年間計画を振り返り、改善策を検討し次年度における計画実施に繋げる。

８　いじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の役割・機能

ア　組織の名称　いじめ不登校対策委員会

いじめ不登校対策委員会は、本校における、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、本校教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関

係者により構成する。

（２）いじめ防止対策推進法・第２２条に係る組織について

ア　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。

イ　いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。

ウ　いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う

エ　いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

オ　学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに､家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

（３）いじめ防止対策推進法・第２８条【重大事態】に係る調査のための組織について

本校における「重大事態」に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、校長の下に組織を設け、速やかに、質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にする。

ア　当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ　「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から)、誰によって行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

ウ　調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

（４）組織の構成員等

組織の名称		いじめ不登校対策委員会		
組織の構成員	教　職　員	職　名　等	分　掌　等	校内での役職名
		校　　長	－	－
		教　　頭	－	－
		教　　諭	生徒指導部	生徒指導主事
		教　　諭	教務部	教務主任
		教　　諭	進路指導部	進路指導主事
		教　　諭	保健部	保健主事
		教　　諭	保健部・研修部	人権・生徒支援担当
		教　　諭	第１学年	第１学年主任
		教　　諭	第２学年	第２学年主任
		教　　諭	第３学年	第３学年主任
		教　　諭	学　年	該当クラス担任
		養護教諭	保健部	－
	外部専門家等※	ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ	－	－
		スクールソーシャルワーカー	－	－
		学 校 医	－	－
		ＰＴＡ会長	－	－

※必要に応じて出席を依頼する

９　いじめ防止等の年間指導計画

	いじめの未然防止の取組	いじめの早期発見の取組	職員研修	評価・分析の取組
４月	・心の教育 ・個人面談 ・保護者へのいじめ対策について文書配布	・生徒支援連絡会 ・いじめアンケート	・職員研修（方針確認）	・いじめアンケート分析
５月	・文化祭を通じた人間関係つくり ・個人面談	・心の健康相談 ・生徒支援連絡会 ・学校生活アンケート	・職員研修（拡大学年会）	・学校生活アンケート分析
６月	・文化祭を通じた人間関係つくり ・講演会（ＳＮＳ、スマホ等によるいじめ） ・個人面談	・心の健康相談 ・生徒支援連絡会 ・いじめアンケート	・心の健康相談を受けてスクールカウンセラーから助言 ・職員研修（ＳＮＳ、スマホ等によるいじめ）	・いじめアンケート分析
７月	・人権教育 ・個人面談 ・三者面談	・心の健康相談 ・生徒支援連絡会 ・いじめアンケート		・いじめアンケート分析
８月	・体育祭を通じた人間関係つくり ・個人面談	・心の健康相談 ・生徒支援連絡会 ・いじめアンケート		・いじめアンケート分析
９月	・体育祭を通じた人間関係つくり ・個人面談	・心の健康相談 ・生徒支援連絡会 ・いじめアンケート		・いじめアンケート分析
１０月	・個人面談	・心の健康相談 ・生徒支援連絡会 ・学校生活アンケート	・職員研修（拡大学年会）	・学校生活アンケート分析
１１月	・個人面談	・心の健康相談 ・生徒支援連絡会 ・いじめアンケート		・いじめアンケート分析
１２月	・人権教育 ・個人面談 ・三者面談	・心の健康相談 ・生徒支援連絡会 ・いじめアンケート	・心の健康相談を受けてスクールカウンセラーから助言	・いじめアンケート分析
１月	・個人面談 ・心の教育	・心の健康相談 ・生徒支援連絡会 ・いじめアンケート		・いじめアンケート分析
２月	・人権教育 ・個人面談 ・心の教育	・心の健康相談 ・生徒支援連絡会 ・学校生活アンケート	・心の健康相談を受けてスクールカウンセラーから助言 ・職員研修（拡大学年会）	・学校生活アンケート分析
３月	・個人面談	・心の健康相談 ・生徒支援連絡会 ・いじめアンケート		・いじめアンケート分析
備考				